

医政発0131第1号  
平成26年1月31日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、  
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について

標記に関し、今般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）並びに「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件」（平成26年1月31日厚生労働省告示第16号）が公布（別紙（官報写））され、平成26年4月1日より施行されることとなった。

については、本件の趣旨、内容、及び留意事項について御了知の上、所定の講習及び実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士が、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を適切に実施できるよう取組をお願いするとともに、貴職におかれては医療機関への周知徹底及び指導方よろしくをお願いしたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨及び内容

救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条等の規定に基づき、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（以下「特定行為」という。）として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者に対する「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液」、「食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブによる気道確保」及び「エピネフリンの投与」を定めているところである。

特定行為の範囲については、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「救急救命士の処置範囲に係る研究」（主任研究者：野口宏）により平成24年7月から平成25年1月の期間に実証研究を行った上で、平成25年8月に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長：島崎修次）報告書を取りまとめたところである。当該報告書では、心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低

血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について、平成26年4月を目途に、必要な講習・実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に、限定的に認めるべきであるとされた。

これを踏まえ、今回、救急救命士法施行規則第21条を改正し、特定行為を行う対象として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態でない患者を加え、第1号を「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」に改め、当該患者に対する救急救命処置に関して、第1号「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」及び第3号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」とするとともに、第3号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」に係る薬剤について「ブドウ糖溶液」を新たに加えることとする。

なお、血糖測定については、上記「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、安全に意識障害の鑑別を行うことが可能な処置であるため、医師の包括指示があれば行うことができるという結論を得たため、別途通知（「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日指第17号））を改正し、医師の具体的な指示を受けなくても、救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置として行うことができることとする。

## 第2 留意事項

### 1 メディカルコントロール体制の整備について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与については、救急救命士法第44条第1項に規定する医師の具体的な指示を受けなければ行ってはならない特定行為であることから、実施に際して、常時継続して医師の具体的な指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコールの作成、事後検証体制及び再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたい。

なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」（平成14年7月23日消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知）、「メディカルコントロール体制の整備について」（平成15年7月28日消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知）において周知してきたところであり、「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」（平成17年3月10日消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長連名通知）等、救急救命処置の拡大の都度、その充実強化を依頼しているところである。

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。

### 2 講習及び実習要領並びに修了の認定等について

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施、血糖

測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等の具体的運用については、別途通知するので参考にされたい。

### 3 静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与の対象について

今回、救急救命処置に追加される静脈路確保及び輸液の対象は、心肺機能停止状態でない重度傷病者であって、ショックが疑われる又はクラッシュ症候群が疑われる若しくはクラッシュ症候群に至る可能性があるものである。

また、ブドウ糖溶液の投与の対象は、心肺機能停止状態でない重度傷病者であって、血糖測定により低血糖状態が確認されたものである。

詳細については別途通知するので参考にされたい。

## 第3 実施時期等

実施時期は平成26年4月1日とする。

実施時期以前の当該特定行為の実施は一切認められないこと。ただし、その実施に係る事前の講習及び実習については、その限りではなく、この場合においては、都道府県メディカルコントロール協議会、受入施設等と十分協議すること。

## 第4 その他

### 1 関連する通知の改正について

(1) 「救急救命士法の施行について」(平成3年8月15日健政発496号厚生省健康政策局長通知)の第5の2を別添のとおり改める。

(2) 「救急救命士養成所の指導要領について」の改正について

「救急救命士養成所の指導要領について」(平成3年8月15日健政発第497号厚生省健康政策局長通知)は、関係機関等と調整後、通知予定であることを申し添える。



○厚生労働省告示第十六号

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第二十一条第三号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤(平成十七年厚生労働省告示第六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久  
本則中「エピネフリン」を「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エピネフリンとする」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態でない患者に対する救急救命処置に係るものは、ブドウ糖溶液とする。

○厚生労働省告示第十七号

健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久  
健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率

平成二十六年に適用されるべき平成二十二年以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十八号

健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)附則第七条第一項第一号の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率

平成二十六年に適用されるべき平成二十二年以降経過措置基準率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十九号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第三百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第三百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成二十二年厚生労働省告示第三十一号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一項及び第二項を次のように改める。  
健康保険法施行規則第三百三十五条の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 イに掲げる額から、ロに掲げる額からイに掲げる額を控除した額をハに掲げる額からロに掲げる額を控除した数で除して得た額に二に掲げる数を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令(大正十五年勅令第三百四十三号)第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額(この額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額)
- イ 当該支部被保険者及びその被扶養者である平成四年四月三十日環保業第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者(以下「対象者」という)に係る

療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法(大正十一年法律第七十号)以下「法」という)の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ロ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ハ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者の見込額

ニ 当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者の見込額

二 宮城県支部及び福島県支部にあつては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、それぞれ二十四億五千九百五十万四千円及び二十一億二千六百八十六万八千円

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十六条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十二條、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第二十号)

○経済産業省告示第二十一号

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

経済産業大臣 茂木 敏充

八十四号)第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額(平成二十四年厚生労働省告示第三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号の表青森県、茨城県、群馬県、香川県及び大分県の項中「十七、一〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「五七〇円」を「五八八〇円」に、「四〇〇円」を「一五〇円」に改め、同表岩手県の項中「十六、八〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「三三〇円」に改め、同表栃木県、新潟県、長崎県及び沖縄県の項中「十七、四〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表埼玉県、山梨県及び静岡県県の項中「十七、七〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に改め、同表東京都の項中「十八、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表神奈川県及び福井県の項中「一八、三〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に、「二五〇円」を「二四〇円」に改め、同表大阪府、奈良県及び和歌山県の項中「十八、〇〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	一般財団法人日本燃焼機器検査協会 神奈川県鎌倉市大船一七五一番地

(参考)  
「一般財団法人日本燃焼機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。  
一般財団法人日本燃焼機器検査協会(神奈川県鎌倉市大船一七五一番地)」

「救急救命士法の施行について」

別添

(平成三年八月十五日付 健政発第四九六号 厚生省健康政策局長通知)

新	旧
<p>第五</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第二十一条に規定する次の救急救命処置について、<u>心肺機能停止状態の患者に対するもの</u>にあつては①（<u>静脈路確保のためのものに限る。</u>）から③に掲げるものとし、<u>心肺機能停止状態でない患者に対するもの</u>にあつては①及び③に掲げるものとして、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。</p> <p>① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液</p> <p>② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保</p> <p>③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与</p> <p>なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。</p>	<p>第五</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第二十一条に規定する<u>心肺機能停止状態の患者に対する次の救急救命処置</u>については、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。</p> <p>① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた<u>静脈路確保のための輸液</u></p> <p>② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保</p> <p>③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与</p> <p>なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。</p>